≪ 定期報告を必要とする建築物・建築設備等の指定概要 ≫

6 相模原市

※ 表中の【床面積】:当該用途に供する部分の床面積の合計

	建 築 物		防火設備	建築設備 （給排水設備は対象外）		
報告周期	3年毎	毎年	毎年(注8)	毎年		
用 途	規 模 等 （いずれかに該当するもの） 政令及び相模原市建築許可等取扱規則 避難階以外の階に対象用途があるもの		随時閉鎖式 常時閉鎖式 （注7）	機械換気	機械排煙	非常用照明
劇場	―	・床面積が100㎡超 ※避難階のみにあるものを含む	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備	定期報告の対象となる建築物に設置された設備
映画館	―					
演芸場	―					
観覧場（屋外観覧場は除く）	―					
公会堂	①3階以上の床面積が100㎡超 ②客席部分が200㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	―				
集会場		―				
ホテル、旅館	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超 ※右欄に該当するもの以外	・床面積が300㎡超 ※避難階以外の階に対象用途がある	（いずれかに該当するもの） ①定期報告の対象となる建築物に設置された設備 ②床面積の合計が200㎡超の建築物に設置された設備（随時閉鎖式に限る）			
病院（注1）						
有床診療所（注1）		－				
共同住宅（注2）	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超	―				
寄宿舎（注3）		―				
児童福祉施設等（注4）	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が300㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超 ※右欄に該当するもの以外	・令第19条に規定する児童福祉施設等 ・床面積が300㎡超 ※避難階以外の階に対象用途がある				
体育館、博物館、美術館、図書館、ボーリング場、スキー場、スケート場、水泳場、スポーツの練習場（注5）	①3階以上の床面積が100㎡超 ②床面積が2,000㎡以上	－	定期報告の対象となる建築物に設置された設備			
百貨店、マーケット、物品販売業を営む店舗	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が500㎡以上 ③地階の床面積が100㎡超 ※右欄に該当するもの以外	・床面積が500㎡超 ※避難階のみにあるものを含む				
料理・飲食店等（注6）	①3階以上の床面積が100㎡超 ②2階の床面積が500㎡以上 ③床面積が3,000㎡以上 ④地階の床面積が100㎡超	－				

※ 対象建築物:床面積100㎡超200㎡以下で階数が2以下のものを除く

建築物の用途	（注1）	病院・有床診療所	・2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る
	（注2）	共同住宅	・サービス付き高齢者向け住宅に限る
	（注3）	寄宿舎	・サービス付き高齢者向け住宅、 認知症高齢者グループホーム、 障害者グループホームに限る
	（注4）	児童福祉施設等	【就寝用途の児童福祉施設等】 ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設[（小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む）、その他これに類するもの（宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンター）] ・養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービスを行う事業所（利用者の就寝の用に供するもので、自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る） 【相模原市建築許可等取扱規則 用途追加】 建築基準法施行令第19条に規定する児童福祉施設等
	（注5）	体育館等	・学校に付属するものを除く
	（注6）	料理・飲食店等	・展示場、キャバレー、カフェー、ナイトクラブ、バー、ダンスホール、遊技場、公衆浴場、待合、料理店、飲食店
防火設備	（注7）	随時閉鎖式	・外壁開口部の防火設備及び防火ダンパーは対象外
		常時閉鎖式	・各階の主要な防火扉に限る （①避難経路に設けられたもの ②吹抜きに面して設けられたもの ③日常の通行が多く開閉作動の頻度の高いもの）
	（注8）		報告周期が3年の建築物に設置された防火設備の検査対象が常時閉鎖式防火扉のみの場合に限り報告周期を3年とする。

≪注意点≫ ・対象建築物:市建築許可等取扱規則で追加されている。